

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第7条の規程に基づき、次のとおり公告します。

平成24年12月27日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

## 1 一般競争入札に付する事項

### (1) 工事件名

配水管布設替えに伴う連絡替工事

### (2) 工事場所

京都市上京区西洞院通，一条通～下立売通他 地内

### (3) 工事概要

#### ア 本設（昼夜間工事）

##### (ア) 給水管連絡替工

13ミリメートル 52箇所

20ミリメートル 34箇所

25ミリメートル 21箇所

40ミリメートル 4箇所

50ミリメートル 5箇所

##### (イ) 補助配水管連絡替工

25ミリメートル 5箇所

40ミリメートル 1箇所

50ミリメートル 2箇所

##### (ウ) 新設補助配水管

H I V P 25ミリメートル L = 7.3メートル

S G P - P D 40ミリメートル L = 3.9メートル

S G P - P D 50ミリメートル L = 3.9メートル

H P E 50ミリメートル L = 3.4メートル

##### (イ) 補助管撤去

A L P 25ミリメートル L = 1.8メートル

H I V P 25ミリメートル L = 4.6メートル

V L P                    4 0 ミリメートル   L =   3 . 1 メートル

イ 仮設（昼夜間工事）

(ア) 給水管連絡替工

1 3 ミリメートル            8 箇所

2 0 ミリメートル            7 箇所

2 5 ミリメートル            3 箇所

4 0 ミリメートル            3 箇所

5 0 ミリメートル            4 箇所

(イ) 補助配水管連絡替工

4 0 ミリメートル            1 箇所

5 0 ミリメートル            1 箇所

(ウ) 仮設補助配水管

H I V P                    4 0 ミリメートル   L =   0 . 5 メートル

H I V P                    5 0 ミリメートル   L =   0 . 5 メートル

(4) 工期

契約締結後 3 3 0 日間

(5) 支払条件

ア 前金払

請負代金の 4 割を超えない範囲内( 中間前払金については 2 割を超えない範囲内 )  
の額を支払う。

イ 部分払 なし

2 本件入札に関する問合せ先

〒 6 0 1 - 8 0 0 4   京都市南区東九条東山王町 1 2 番地

京都市上下水道局本庁舎 1 階

京都市上下水道局総務部用度課

( 電話   0 7 5 - 6 7 2 - 7 7 2 8 )

ホームページアドレス

[http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/soshiki/27-1-4-0-0\\_6.html](http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/soshiki/27-1-4-0-0_6.html)

3 入札参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 京都市上下水道局の平成24年度の競争入札有資格者名簿（工事）に「管工事（給排水衛生関係）」の種目で登録されており、かつ、当局の「補助配水管工事及び給水装置工事等に係る契約候補者」に登録があること。
- (2) 建設業法第27条の23の規定に基づく経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（この開札日の翌日において、当該審査基準日から1年7箇月を経過したものを除く。）における「管」の種目の総合評定値が750点以上あること。
- (3) 建設業法の定めるところにより、本件工事の施行に必要な監理技術者又は主任技術者（給水装置主任技術者の資格習得後1年以上の実務経験を有する者に限る。）を当該工事に専任で配置できること。

なお、配置予定の技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加の申し出日において引き続き3箇月以上の雇用関係があることとし、実際に配置する技術者の変更については、相当の理由があるものとして当局の承認を受けた場合を除き、認めないものとする。

- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から参加資格の確認までの期間に、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第27条第1項の規定に基づく競争参加入札の参加停止措置を受けていないこと。

(5) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合

は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号を同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

#### 4 入札方法等

(1) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行う。

京都市電子入札システムによる入札は、次のア又はイのいずれかの方法による。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。）。

なお、インターネット利用者は入札データを送信しようとする日までに京都市電子入札システムへの利用者登録を行っていないなければならない。

イ 入札端末機利用者カード（京都市上下水道局契約規程（以下「規程」という。）第8条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。）の交付を受けている者が、用度課に設置する入札端末機（規程第8条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。）を使用することにより入札データを送信する方法（以下この方法により入札するものを「端末機利用者」という。）

(2) 本件入札に参加しようとする者は、公告の日から入札期間初日の直前の開庁日の午後5時まで、次のア又はイの方法により、当該工事に係る設計図書等を入手し、積算のうえ、(6)に記載する入札期間に入札を行うこと。

ア インターネット利用者は、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用して複写承認書を入手し、(3)により設計図書等を購入する。

なお、本件入札の設計図書の全部又は一部については、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用し、ダウンロードして入手することもできる。この場合、ダウンロードして入手した部分については、(3)による購入をしないこともで

きる。

イ 端末機利用者は、用度課に設置する入札端末機により、複写承認書を入手し、(3)により設計図書等を購入する。

(3) (2)ア及びイにより当該工事に係る設計図書等を購入しようとする者は、前項で入手した複写承認書を(2)の期間内に次の設計図書等の販売業者に提示して購入すること。

(設計図書等の販売業者)

(株)中央精器

下京区烏丸通五条下ル大坂町396 第3キョートビル

(電話075-871-8400)

(4) 落札価格は、入札金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入力すること。

(5) 入札者は、送信した入札データの訂正又は撤回をすることはできない。また、入札者は、入札データ送信後の辞退はできない。

(6) 入札期間

平成25年1月21日(月)、1月22日(火)及び1月23日(水)の午前9時から午後5時まで。ただし、端末機利用者は正午から午後1時までを除く。

(7) 予定価格及び最低制限価格

予定価格 ￥14,270,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)

最低制限価格 ￥12,100,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)

(8) 入札参加資格確認申請書等の提出

入札者は、(10)に記載の方法により次の種類を提出しなければならない。

なお、必要種類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された種類は返却しないが、当局において無断で使用しないものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書(用紙交付)

3(3)に掲げる条件に該当することを証明する書類を添付すること。

イ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知(建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日の翌日において有効(審査基準日から1年7箇月以内)なものに限る。)の

写し

(9) 入札参加資格確認申請書等の交付

本件入札の公告日から入札期間終了まで、用度課のホームページに入札公告と併せて入札参加資格確認申請書等を掲示するので、用度課のホームページから当該申請書等をダウンロードのうえ、A4判の帳票として印刷し使用すること。

(10) 入札参加資格確認申請書等は次の方法により提出すること。

ア インターネット利用者の場合

入札データを送信する際、ワード、エクセル（Office2003で扱えること。）又はPDFファイル（Adobe Reader7.0で扱えること。）にして添付すること（添付できるデータは1ファイルのみであるので、入札参加資格確認申請書等を1つのファイルにして添付すること。）。

イ 端末機利用者の場合

入札参加資格確認申請書等を封入、封かんし、封筒表面には工事名、工事場所及び開札予定日時のみを記載して、入札期間内に2の場所に設置してある「入札資料提出ポスト」に投函すること。

5 開札及び落札者の決定

(1) 開札予定日時

平成25年1月24日（木）午前9時00分

(2) 入札参加資格の確認

開札後、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。確認を行った結果、入札参加資格がないと認められるときは、その者の行った入札は無効とし、予定価格の範囲内で有効な入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。

なお、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者のうち、入札金額が同額の者が二人以上あるときは、開札時に抽選により入札参加資格の確認を行う順位を決定する。

(3) 落札者の決定

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者のうち、入札参加資格を有すると認められた者を落札者とする。

(4) 入札参加資格の取消し等

入札参加資格を確認する前に、入札者が次の各号のいずれかに該当することとなっ

たときは、その者の入札参加資格は認めない。また、入札参加資格の確認後、落札決定までの間に、入札者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札参加資格を取り消す。

ア 規程第3条第1項の規定により定めた一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 3に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。

ウ 要綱第27条第1項の規定により定めた競争入札参加停止措置を受けたとき。

エ その他管理者が特に入札参加資格を有することが不相当であると認めたとき。

#### (5) 落札結果の公表

落札者を決定したときは、落札者に対して速やかに通知するとともに、落札者の商号（法人にあっては名称）及び落札金額等を、落札者を決定した日の翌開庁日から用度課のホームページにおいて公表し、併せて2の場所で閲覧に供する。

#### (6) 落札者以外の入札者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、落札者を公表した日の翌日から起算して2日後（日数の計算に当たっては、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日を除く。）の午後5時までに、その旨を記載した書面を2の場所まで持参し、提出すること。

### 6 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

免除

#### (2) 契約保証金

納付。保証金額は契約金額の1割以上とする。ただし、有価証券等の提供又は銀行等による相応の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

### 7 入札の無効

規程第12条各号（第3号を除く。）に該当する入札は無効とする。

### 8 その他

(1) 本件入札は、政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約書作成の要否 要

- (4) 本公告に関する問合せ先 2の問合せ先に同じ。
- (5) 設計図書等の内容に関する質問は受け付けない。
- (6) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外のもの（以下「非落札者」という。）とが、次に掲げる事項を行うことを禁止する。
  - ア 契約者が、非落札者に本件工事の施行に関して建設業法第2条第1項に規定する建設工事を請け負わせること。
  - イ 非落札業者が、契約者から本件工事を請け負うこと（2次下請，3次下請その他契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。
- (7) 京都市暴力団排除条例第12条第5項の規定により、契約の締結時に同条例施行規則第6条第1項に規定する誓約書を提出すること。ただし、契約金額が1,500,000円未満である場合を除く。
  - なお、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しない。

（上下水道局総務部用度課）